

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 3 年度 答申第 1 号

答申書

1 審査会の結論

お総第 580 号行政文書一部開示決定通知書（文書件名目録等）において、不存在（未作成であり備え付けしていない）を理由として不開示とした決定は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張

審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

文書件名目録等の不開示の決定を取り消し、法規程等を遵守の上開示することを求める。

①不開示と決定した文書

2.2.1ア 担当課等が保有する行政文書に係る文書件名目録（様式第19号）及び電磁的記録の管理に関する台帳の写し

②不開示の決定を取り消す理由

おいらせ町長が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱に下記の規程があり、行政は規程の遵守を責務としており、当然規程に定める文書を作成し備え付けている。

第 5 行政文書の目録

1 行政文書の目録

2 文書件名目録の作成及び提出

3 文書件名目録等の備付け

開示窓口においては、次に掲げるものを備え付け、閲覧できるようにしておくものとする。

ア 担当課等が保有する行政文書に係る文書件名目録（様式第 19 号）及び電磁的記録の管理に関する台帳の写し

おいらせ町農業委員会との会議（令和2年12月2日、北公民館）の中で当

該文書を作成・保管している旨の発言があった。

(2) 処分担当課の主張

処分担当課の主張を要約すると、以下のとおりである。

「文書件名目録等」については、不開示決定したとおり、未作成であり備え付けしていないため、特定する文書が存在しない。

3 調査審議の経過

令和3年2月25日	諮問
令和3年5月7日	審査請求人から証拠書類收受
令和3年6月9日	口頭意見陳述、審議
令和3年7月5日	審議

4 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった文書について、審査請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 争点

本件における争点は文書の存否である。

(2) 具体的な理由

審査請求人は、文書件名目録等の件に係る反論書及び口頭意見陳述において、おいらせ町情報公開条例及びおいらせ町長が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱に、文書件名目録を作成し、一般の閲覧に供することが規定されていることを主張している。

これに対し処分担当課は、弁明書において、文書件名目録等は未作成であり備え付けていないため、特定する文書が存在しないことから否認している。また、口頭意見陳述において、審査請求人から処分担当課に対し、文書件名目録が条例及び要綱で規定されていることを認識していたかどうかの質問があり、処分担当課は、認識していなかったと回答している。

このことから、処分担当課は、文書件名目録が条例及び要綱で規定されていることを認識していなかったことが明らかとなり、そもそも作成していないのであれば、不開示決定のとおり不存在であることは不自然ではなく、不存在とすれば当然に開示は不可能であり、ほかに存在を認めるに足る根拠もない。

(3) 結論

したがって、審査請求人が求める文書について、文書の「不存在（未作成であり備え付けていない）」を理由として不開示とした処分担当課の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。